

## 令和5年第1回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年3月14日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
(議長諸報告について)
- 第 2 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 5号 小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 6号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 7号 小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 8号 小清水町行政手続オンライン化条例制定について
- 第 7 議案第 9号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第10号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第11号 小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第12号 小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第13号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第20号 令和5年度小清水町一般会計予算について
- 第13 議案第21号 令和5年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第14 議案第22号 令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第15 議案第23号 令和5年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第16 議案第24号 令和5年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第17 議案第25号 令和5年度小清水町農業集落排水事業会計予算について
- 第18 発議第 3号 小清水町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、本日の会議を開きます。

（開議 午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 鬼塚 茂 議員                      9番 木戸 寛治 議員  
を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案につきましては、事前配付に関わるもの以外に、発議第3号、小清水町議会の個人情報の保護に関する条例制定について及びその概要資料を配付しております。

なお、一般質問につきましては、質問の通告がございませんでしたので、その旨報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第4号 及び 議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、議案第4号及び日程第3、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第4号及び議案第5号の2件の条例改正につきましては、改正内容が関連していることから一括して御報告申し上げます。

議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第4号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第6号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第6号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第6号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第7号、小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第7号、小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第7号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第8号、小清水町行政手続オンライン化条例制定についてを議題と

いたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第8号、小清水町行政手続オンライン化条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第9号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。本委員会に付託を受けました議案第9号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号 乃至 議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第10号ないし日程第10、議案第12号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。本委員会に付託を受けました議案第10号ないし議案第12号の3件の条例改正につきましては、改正内容が関連していることから一括して報告いたします。

議案第10号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第10号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第13号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。本委員会に付託を受けました議案第13号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第13号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号 乃至 議案第25号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第20号ないし日程第17、議案第25号、令和5年度小清水町一般会計予算について、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和5年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和5年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和5年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文予算審査特別委員長。5番。

○予算審査特別委員長（高橋隆文君）5番。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第20号ないし議案第25号、令和5年度小清水町各会計予算につきましては、各分科会において慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第20号ないし議案第25号、一括して採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号ないし議案第25号、原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、発議第3号、小清水町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者、森浩議員の説明を求めます。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）4番。それでは説明をいたします。

ただいま上程されました発議第3号、小清水町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを御説明申し上げます。別途お配りしております資料の条例の概要を御覧ください。

初めに、制定理由であります。デジタル社会の到来により、国や道、地方自治体においても各種データの利活用が活発化している現状において、現在の法制度では個人情報を取り扱う主体ごとに、民間事業者では個人情報保護法、国の行政機関では行政機関個人情報保護法、独立行政法人については独立行政法人等個人情報保護法という3本の法律によって統制されているところであります。

令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されましたが、これに伴って個人情報保護法が改正され、これまでの3本の法律が新たな個人情報保護法に統合されるこ

となり、地方公共団体においても改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、議会においては、国会や裁判所と同様に自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとされ、地方公共団体の関係から適用除外となっております。

令和5年4月改正の個人情報保護法施行に伴い、小清水町個人情報保護条例は廃止されますが、議会としても引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要がありますことから、議会独自の個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものです。

主な内容ですが、条例については目次にあるとおり、第1章から第6章で構成され、第1章は、総則として第1条から第3条で、個人情報の適切な取扱いや個人の権利・利益を保護することの条例を制定するための目的や氏名、住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定をしております。

第2章は、個人情報等取扱いとして、第4条から第16条で、個人情報の保有・制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定をしております。

第3章は、第17条で、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務等記載簿について規定をしております。

第4章は、開示・訂正及び利用停止について、第18条から第46条で、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などを規定しております。

第5章は、雑則として、第47条から第52条で、保有個人情報の適用除外などを規定しております。

第6章は、罰則規定ですが、第53条から第56条で、職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定をしております。

最後に、附則ですが、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。

なお、罰則の規定につきましては、内容的に検察庁と協議が必要とされておりますので、議案提出前に検察庁との協議を終えているところであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回小清水町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、慎重審議ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

（午後1時55分）



